

国自安第180号の2
国自旅第546号の2
国自整第289号の2
令和4年3月17日

公益社団法人 日本バス協会 会長 殿

国土交通省自動車局長

福島県沖を震源とする地震を踏まえた高速バスの輸送力確保のための
緊急対応について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので、
貴協会においてもその趣旨を了知されるとともに、傘下会員に対し周知徹底を図られたい。

別添

国自安第180号
国自旅第546号
国自整第289号
令和4年3月17日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

福島県沖を震源とする地震を踏まえた高速バスの輸送力確保のための
緊急対応について

福島県沖を震源とする地震により、新幹線やJR在来線の運行が一定期間休止すると予想されることから、被災地域とそれ以外の地域の旅客輸送の確保が緊急の課題となっており、高速バスなどの地域間の長距離バスの輸送力を増便等により確保することが必要である。

このため、当分の間、このような長距離路線の運行事業者が道路運送法第35条の管理の受委託により輸送力を確保する場合は、「高速乗合バスの管理の受委託について」(平成24年7月31日付け通達)にかかわらず、緊急時の対応として、他者の車両の活用も含め弾力的に他の乗合バス事業者又は貸切バス事業者に委託することを認めることとし、許可については事後報告とするなど柔軟な手続きをとられたい。

なお、緊急時の対応であっても、受託する運行事業者における運行管理及び整備管理には万全を期すよう事業者を指導されたい。

また、本件については、公益社団法人日本バス協会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。